

健保検診のご案内

皆さまの健康をサポートします



生活習慣病が怖いのは健康だと思っていっても、気づかないうちに病気が進行してしまうこと。生活習慣病を予防するために、健保検診をぜひご利用ください。

生活習慣病検診

沿線6ヵ所を巡回して基本項目と各種オプション検査を実施…P2・P3

※ご家庭の奥さまの方が安心して受けられるように女性専用日をご用意しています。

郵送がん検診

- 大腸がん
- 肺がん
- 子宮頸がん
- ピロリ菌の4項目…P6・P7



※ご自宅でできるがん検診です。大腸に加え、肺がん検診もワンコイン500円としております。

特定健康診査

生活習慣病検診を受診できなかった方の基本検診(40歳以上、75歳未満の被扶養者)

※特定健康診査の受診を希望される方には、「特定健康診査受診券」を発行いたします。詳しくは健康保険組合へお問い合わせください。

検診を受けるメリット

- ★ 病気の早期発見、早期治療につながります。
- ★ 病気の予防ができれば、医療費も減らせ、家計の負担も少なくて済みます。

2018年度から 第2期データヘルス計画の取り組みに入ります

～データヘルス計画のために健診結果が必要です～

健保組合では、健診結果や医療費のデータを分析し、データヘルス計画を策定しています。

より効果的な保健事業を実施するためにも、健診結果から皆さまの健康状態を確認する必要がありますので、一年に一度は必ず健診を受診しましょう。

なお、データヘルス計画について、詳しくは P4・P5 に掲載しておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格確認調査(検認)の実施について

厚生労働省の指導等により、健康保険の被扶養者となっている方が、引き続き認定基準を満たしているか、毎年再確認させていただいております。

現在、高齢者医療制度を支えている納付金等の算出には、加入者数(被保険者+被扶養者)や保険給付額が大きく影響しますので、適正に被扶養者の認定を行うことは、重要な取り組みとなります。

健全な健康保険組合の財政維持のため、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

経常収支で10年ぶりの黒字決算に

南海電気鉄道健康保険組合の2017年度決算が、去る6月8日開催の第165回組合会で承認されましたのでお知らせします。

収入は被保険者数の増加等により保険料収入が前年度比で0.5億円の増加となり、支出では医療費の支払いにあたる保険給付費が微増でありましたが、高齢者医療制度への納付金が前年度比で1.2億円減少したため、経常収支のバランスが改善され、2008年度に高齢者医療制度がスタートしてから初めての黒字決算となりました。

健康保険組合としては、2018年度も引き続き生活習慣病検診や郵送がん検診の実施やインフルエンザ予防接種の助成等で加入者の皆さまの健康保持増進に努めてまいります。皆さまにおかれましても、病気の早期発見・早期治療のため積極的に健保検診を活用し、ご自身の健康管理にお役立てください。

2017年度 決算のお知らせ

健康保険分

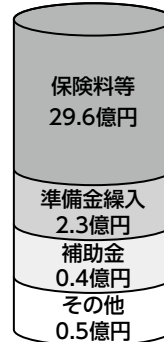
(経常収支)

収入	支出
保険料等 29.6 億円	保険給付費 15.9 億円
	納付金等 11.7 億円
	保健事業費等 1.0 億円
合計 29.6 億円	合計 28.6 億円
	経常収支差引額 1.0 億円

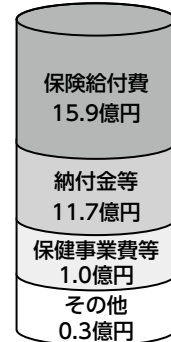
(経常収支以外)

収入	支出
準備金繰入 2.3 億円	その他 0.3 億円
補助金 0.4 億円	
その他 0.5 億円	
合計 3.2 億円	合計 0.3 億円
総合計 32.8 億円	総合計 28.9 億円
	決算残金処分 3.9 億円

収入 32.8 億円



支出 28.9 億円



介護保険分

収入	支出
保険料等 3.6 億円	納付金等 3.6 億円
準備金繰入 0.4 億円	
合計 4.0 億円	合計 3.6 億円
	決算残金処分 0.4 億円

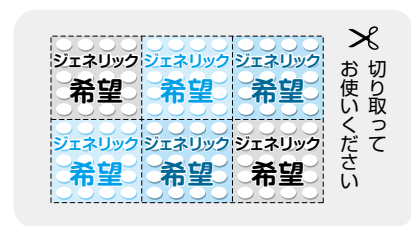
上手に使おうジェネリック医薬品!!

ジェネリック医薬品は、同じ成分で同等の効果なのに安価なお薬です。

ジェネリック医薬品にすれば、薬の種類が増えるほど、服用する期間が長くなるほど家計の負担を軽減できます。

家族みんなでジェネリックを使ってみませんか。

※右の「ジェネリック希望」をお薬手帳などに貼ってご活用ください。



接骨院・整骨院(柔道整復師)は適切に利用しましょう!

接骨院・整骨院の治療(施術)では、健康保険の使える範囲が決まっています。保険証が「使える場合」と「使えない場合」がありますので、健康保険の使える範囲を正しく理解して利用しましょう。

健康保険の対象になるかわからないときは、治療を受ける前に確認しましょう。

健康保険が**使える**のは?

- 外傷性が明らかな打撲・捻挫および挫傷(肉離れなど)、骨折・脱臼
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)
- 負傷原因がはっきりしている骨・筋肉・関節のケガや痛み

健康保険の**対象とならない**ものの例

- 日常生活からくる疲労・肩こり・筋肉疲労
- リラクゼーション目的のマッサージ代替りの利用
- 病氣(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- 症状の改善のみられない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- 仕事や通勤途上におきた負傷(労災保険の適用)

全額
自己負担に
なります